

高齢者のための 在宅福祉サービス

平成 24 年度

市では高齢者の方々に独自のサービスを行っています。サービスを上手に利用して、元気で楽しい毎日を通しましょう。なお、事業によっては、所得制限、世帯構成などにより利用できない場合もあります。利用方法や不明な点は、高齢福祉課までお尋ねください。

照会先 高齢福祉課 ☎ 23-7730

④ 日常生活用品のレンタル

- ◆ **内容** 病気やけがなどで、一時的に日常生活用品が必要になった高齢者の方に、短期間に限り、電動ベッドやエアーマットを貸し出します。
- ◆ **対象者** 病気やけがなどで、一時的に日常生活用品が必要になった65歳以上の方で、要介護認定の申請をしていない方
- ◆ **利用期間・利用料金**
1～3カ月程度 ・電動ベッド：1カ月300円
・エアーマット：1カ月310円

⑤ コミュニティ・サポート

- ◆ **内容** サポーターを派遣し、簡単な日常生活上のお手伝いをします。
 - ・寝具類などの大物の洗濯、日干し
 - ・家周りの草刈り、草引き
 - ・軽微な修繕、修理
 - ・家の中の整理整頓、清掃など
- ◆ **対象者** 65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯などの方で、支援を必要とする方
- ◆ **利用期間・利用料金**
週1回1時間程度、1回100円



⑥ 配食サービス

- ◆ **内容** 高齢者向けの栄養バランスのとれた弁当(昼食のみ)を自宅まで配達します。安否を確認するため、弁当は手渡しします。
- ◆ **対象者** 前年の所得税が世帯全員非課税で、次に該当する方
 - ・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で調理の困難な方
 - ・上記に準ずる身体障がい者(1級～3級)の方で調理の困難な方
- ◆ **利用期間・利用料金**
毎日の昼食(お盆、年末年始を除く)
※地域により異なります
《第1段階》上記対象者のうち、老齢福祉年金を受けている方または生活保護を受けている方：食費300円
《第2段階》上記対象者のうち、第1段階に該当しない方：食費390円

① 虚弱高齢者ホームヘルパー

- ◆ **内容** ホームヘルパーを派遣し、下記のサービスを行います。
 - ・食事、入浴、排泄、清拭、洗髪などの介護
 - ・通院のための付き添い介助
 - ・調理、洗濯、掃除、買い物などの援助
- ◆ **対象者** 65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で次に該当する方
 - ・要介護認定で「非該当」と認定された方
 - ・要介護認定の申請をしていない方のうち、上記と同程度の方
- ◆ **利用期間・利用料金**
週1回1時間程度、1回310円

② 緊急時ショートステイ

- ◆ **内容** 家族が冠婚葬祭などで不在のときに、一人にしておくのが心配な高齢者の方を一時的に下記の施設で預かり、宿泊、入浴、食事などのサービスを提供します。
《養護老人ホーム》あかつき
《特別養護老人ホーム》ハートフル、ほほえみ福寿の家、あかつき、寿和苑、ハートタウン平成の杜、ゴールドヴィレッジほらど
※利用できる施設は、部屋の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。
- ◆ **対象者** 一時的に養護を必要とする65歳以上の方で次に該当する方
 - ・虚弱な高齢者
 - ・要介護認定者(要支援1～要介護5)
- ◆ **利用期間・利用料金**
1年につき7日以内
《養護老人ホーム》利用料+食事代
《特別養護老人ホーム》利用料+食事代+部屋代

③ 生きがい活動支援通所

- ◆ **内容** 高齢者の方が集まり、レクリエーションや趣味活動などを行って、1日を楽しく過ごします。
【利用できる施設】
いちょうの家、武儀老人福祉センター
上之保老人福祉センター
- ◆ **対象者** 65歳以上の方で、次に該当する方
 - ・要介護認定で「非該当」と認定された方
 - ・要介護認定の申請をしていない方のうち、上記と同程度の方
- ◆ **利用期間・利用料金**
週2回、1回400円
(食費、送迎費、教材費などが別途必要)

11 高齢者いきいき住宅改善助成

- ◆ **内容** 高齢者の方が自宅で安全に生活できるよう、65歳以上の方の専用居室、浴室、洗面所、台所、便所などの床段差の解消や手すりの取り付けなどの住宅改修費の一部を助成します。
- ◆ **対象者**
 - ・要介護認定で要支援・要介護の認定を受けた方
 - ・要介護認定で「非該当」の認定を受けた方
 - ・要介護認定の申請をしていない方のうち、上記と同程度の方

※所得税課税額により、対象にならない場合があります。
- ◆ **利用助成金** 工事費の限度額25万円
※所得税課税額に応じて利用者負担が必要



12 寝具乾燥消毒サービス

- ◆ **内容** 日ごろ寝具を干すことが困難な方に、毎月1回、午前9時ごろに寝具を回収し、乾燥消毒後、午後3時以降にお届けします。
- ◆ **対象者**
 - ・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯などの方で、身体が虚弱などのため、日ごろ寝具を干すことが困難な方
 - ・上記と同程度の身体障がい者の方
- ◆ **利用期間・利用料金**
利用者1人につき年12回まで
基本料：1回525円
※市民税の課税状況で利用料が異なります。

13 高齢者紙おむつ購入券支給

- ◆ **内容** 常時紙おむつを使用している高齢者の方を介護している方の経済的負担を軽減するため、年6万円分の購入券を前期・後期の2回に分けて渡します。広報紙や担当のケアマネジャーを通じてお知らせします。
- ◆ **対象者** ねたきりまたは重度の認知症で、常に介護を必要とする65歳以上の方で、介護認定において要介護3以上であり、常時おむつを使用している高齢者を介護している方
- ◆ **利用負担金** 年6,000円（支給額の1割）

14 地域包括支援センター

- ◆ **内容** 来所、電話、訪問などで、介護の相談やアドバイスを、無料で行います。
【富野を除く旧関地区】
中央地域包括支援センター（☎ 25-2988）
【富野地区、武儀・上之保事務所管内】
東地域包括支援センター（☎ 49-2122）
【洞戸・板取・武芸川事務所管内】
西地域包括支援センター（☎ 0581-58-2711）
- ◆ **対象者** 65歳以上の方

7 緊急通報システム

- ◆ **内容** 急病などの場合に、通報装置またはペンダントの「非常ボタン」を押すと、自動的に消防署に通報されます。一般アナログ回線の電話を利用するシステムです。
- ◆ **対象者**
 - ・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で、身体上、慢性疾患があるなど、日常生活で常時注意を要する方
 - ・一人暮らしの身体障がい者(1級～3級)の方
- ◆ **利用負担金** 所得に応じて利用者負担が必要

8 日常生活用具の給付

- ◆ **内容** 生活に不安がある高齢者の方に、下記の日常生活用具を、無料で給付します。
 - ・電磁調理器、手押し車、火災報知器、
- ◆ **対象者** 住民税非課税世帯で、65歳以上の一人暮らしの方や高齢者世帯の方
※火災報知器は要支援1以上の認定を受けている方

9 徘徊高齢者検索システム

- ◆ **内容** 居場所を知らせる機器を貸し出し、高齢者の方が徘徊した場合に居場所を探索して早期発見します。電話やインターネットで、家族が高齢者の方の居場所を確認することができます。（高齢者世帯などで探索が困難な場合は市へご相談ください。）
- ◆ **対象者** 徘徊の見られる65歳以上の認知症の方（40歳以上の介護保険特定疾病対象者を含む）を介護している方
- ◆ **利用料金** 基本料金：1カ月500円
現場急行料金：1時間ごとに10,500円
位置情報提供料金：インターネット1回105円
電話1回210円

10 ねたきり高齢者等介護者慰労金

- ◆ **内容** ねたきりの高齢者の方を介護している方に、1カ月5,000円の慰労金を支給します。4月～9月分を12月に、10月～3月分を6月に支給します。
- ◆ **対象者** 介護認定において要介護3以上の認定を受けているねたきりまたは認知症の65歳以上の市内在住高齢者の方を常時在宅で介護している方（介護する方は市内に1年以上在住していることが必要）
※入院・入所（ショートステイ含む）期間が、1カ月のうち8日以上ある場合や、介護保険料などの滞納者は対象になりません。

